

令和7年度 福祉業務専門員（日勤）（会計年度任用職員）採用選考実施要項

1 職名及び募集人数

福祉業務専門員A・C（日勤） 2名程度

2 勤務予定場所（いずれかになります）

A：児童相談センター保護第一課（新宿区北新宿）

C：児童相談センター保護第一課（新宿区若松町）

3 職務内容

一時保護所入所児童の生活指導業務補助

A：幼児期の児童を主に担当します。

C：小学生の児童を主に担当します。

4 選考申込資格

（1）応募資格 次のいずれかひとつ以上の要件を満たすこと

- ・保育士の資格を有する者
- ・社会福祉施設における実務経験2年以上
- ・大学・短期大学の社会福祉系学部を卒業又は見込み（任用時に卒業していること）
- ・社会福祉専門学校を卒業又は見込み（任用時に卒業していること）
- ・精神保健福祉士、社会福祉士の資格を有する者

（2）求められる能力

- ・一時保護児童に対し、親切で丁寧な対応を行うことができる。
- ・個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識し、誠実に業務に取り組むことができる。
- ・服務規律及び職場ルールを遵守し、業務に取り組むことができる。
- ・災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できる者

5 任用期間

任用開始日から令和8年3月31日まで

※ 勤務開始日は、個別に調整の上決定します。

※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。

なお、期間を定めた任用であり、令和8年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

6 勤務日数・勤務時間

（1）勤務日数

月16日

（2）勤務時間

一日7時間45分の交代制勤務。時間は以下のとおり

※ 業務の必要上やむを得ない場合、所定勤務時間を超える勤務を命じることがあります。

<福祉業務専門員A>

- ① 7時00分から15時45分まで
- ② 8時30分から17時15分まで
- ③ 9時45分から18時30分まで

- ④ 12時15分から21時00分まで
＜福祉業務専門員C＞
① 7時30分から16時15分まで
② 8時30分から17時15分まで
③ 12時15分から21時00分まで

(3) 休憩時間

- ＜福祉業務専門員A＞
勤務時間内における60分（職員勤務表に準ずる）
＜福祉業務専門員C＞
上記勤務時間
①の場合 11時30分から12時30分まで
②の場合 12時30分から13時30分まで
③の場合 15時00分から16時00分まで

7 報酬額

日額 12,400円

通勤手当相当額を別途支給（上限7,100円／日）

※ 原則として月の1日から末日までの期間分を翌月の15日に口座振込により支給

※ 一定の要件を満たす場合は、期末手当、勤勉手当を支給

※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり

8 休暇等

(1) 有給

年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇

(2) 無給

育児時間、子どもの看護等休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業、妊娠症状対応休暇、子育て部分休暇

※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与

9 社会保険

共済組合、厚生年金保険、雇用保険を適用

※ 一定の要件を満たす場合

10 応募方法

(1) 提出書類

次の応募書類を(3)の申込先に提出してください。

応募書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。

ア 会計年度任用職員申込書（別紙）

※ 正面顔写真を貼付してください。申込書への貼付が難しい場合は、写真データをフォームに直接アップロードしても構いません。

※ 連絡先として、日中連絡できる電話番号を電話番号欄に記載してください。

※ 志望動機欄は必ず記載してください（欄内に書ききれない場合は、別紙でも可）。

※ 「特記事項・自由意見」欄に「①いつから勤務可能か②希望する勤務先（A・C）と希望順位を記載ください。」

例 ①令和7年9月1日から勤務可能②第一希望A、第二希望Cを記載してください。

イ 作文

- ・課題 「児童相談所及び一時保護所の直面する課題と役割について」
- ・字数 800字から1200字程度

(2) 申込期限

随時募集

※ 順次選考を行い、合格者が任用予定人数を満たした場合は、応募を締め切ります。

(3) 申込先

応募書類を申込フォームで送付してください。

フォームの URL : <https://logoform.jp/form/tmgform/1128647>



※ 必ずインターネットで申込みをしてください。

※ 東京都児童相談センターが、やむを得ない事情があると認めた時は、郵送又はメールでの申し込みを受け付けますので、事前にお問合わせください。また、身体の障害等によりインターネット申し込みが困難な人も、東京都児童相談センターへお問合わせください。

※ 申込みを確認しましたら、確認メールをお送りします。確認メールが届かない場合は、下記問合せ先までご連絡ください。

11 選考方法

(1) 第一次選考

選考申込の際に提出する会計年度任用職員申込書及び作文による書類審査

(2) 第二次選考（面接）

第一次選考合格者に対して行う人物及び職務遂行に必要な知識等についての個別面接

※ 合否結果については、本人宛メールにより通知します。

※ 電話連絡をさせていただく場合もございます。また、選考経過及び結果に関するお問い合わせには、一切対応できませんので御了承ください。

12 問合せ先

〒169-0074 東京都新宿区北新宿四丁目6番1号

東京都児童相談センター事業課庶務担当

電話：03-5937-2302（直通）

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。